

# 会津若松市地域防災計画の改訂について

## 1. 地域防災計画とは

会津若松市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、会津若松市防災会議が作成する市の地域に関する災害対策計画です。

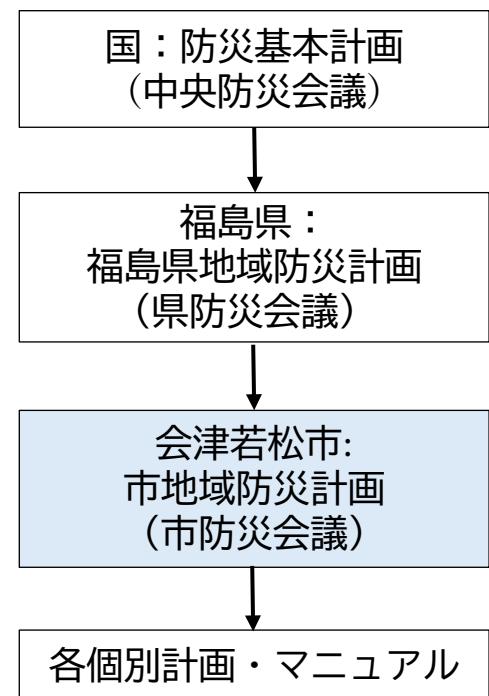
地震災害対策、風水害対策、各種災害対策（雪害、林野火災等）を総合的にまとめたもので、市民の生命、身体、財産を保護するとともに、災害被害の軽減を図ることを目的としており、上位計画である国の防災基本計画や福島県地域防災計画と整合を図る必要があります。

## 2. 改訂の主旨

現行の地域防災計画は平成26年の改訂から10年以上が経過し、近年の災害の多発化・激甚化も踏まえ、大幅な見直しが必要となっていました。そのため、防災基本計画や福島県地域防災計画との整合性を図りながら、各災害ごとに予防対策、応急対策等を整理することで、より迅速かつ的確な対応が図られるよう、計画の見直しを行いました。

### 【現行地域防災計画の課題】

- ①地震以外の災害に対する対応が分かりにくい構成となっています。
- ②市で最も深刻な被害が想定されている会津盆地東縁断層帯を震源とする地震の被害想定を基に対策を講じる必要があります。
- ③風水害対策について、地域防災計画と水防計画で重複する内容が多数あり、効率的な運用が可能な計画に見直す必要があります。

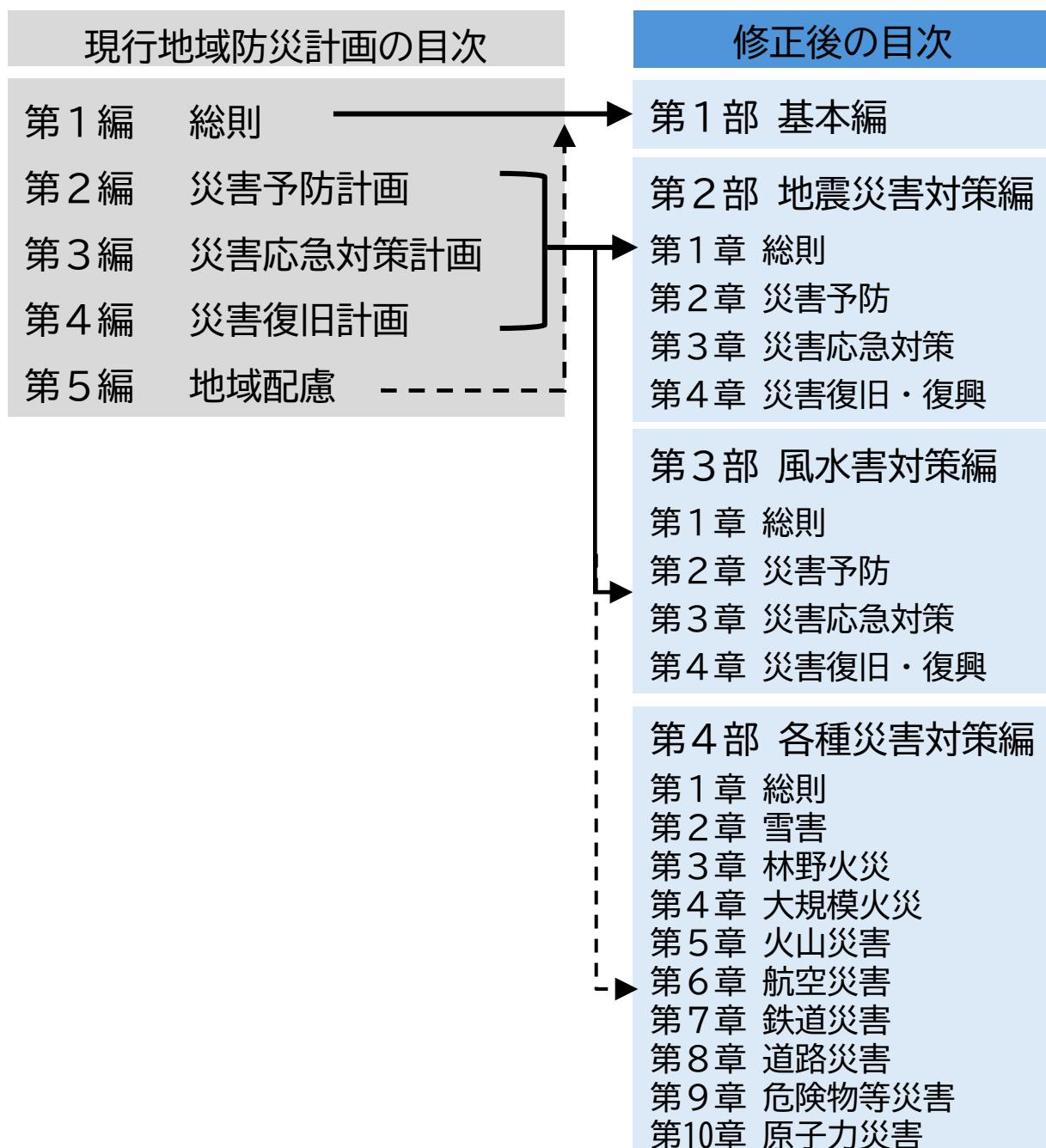


## 3. 主な改訂内容【構成内容の見直し】

課題①への対応

現行の地域防災計画では、地震や風水害等の各災害に対する対応をまとめて記載していたため、各災害への対応が分かりにくくなっていました。

そこで、防災基本計画及び福島県地域防災計画の構成を踏まえ、計画本編を「第1部 基本編」、「第2部 地震災害対策編」、「第3部 風水害対策編」、「第4部 各種災害対策編」の4編構成にすることで、各災害への対応を明確化しました。



# 会津若松市地域防災計画の改訂について

## 3. 主な改訂内容【地域防災計画本編】

### ○地震の被害想定

#### 課題②への対応

- ・福島県が令和4年11月に「福島県地震・津波被害想定調査結果」を公表しており、会津若松市では、会津盆地東縁断層帯による被害が最も深刻と想定されています。
- ・そのため、会津盆地東縁断層帯による地震に関する被害想定を整理しました。

[該当箇所]

地震災害対策編：第1章総則 第3節地震被害想定 p5

- ・被害想定の更新に伴い、備蓄や避難生活、広域的な協力体制などの対策に関する記載の見直しを行いました。

[該当箇所]

地震災害対策編：第2章災害予防 p11

### ○地域防災計画と水防計画の統合

#### 課題③への対応

- ・防災体制の強化のため、第3部風水害対策編（水防計画）とし、水防計画の内容を地域防災計画に統合しました。

[該当箇所]

風水害対策編（水防計画）：

第1章総則 第6節水防協力団体 p9

第2章災害予防 第6節ダム・水門等の操作 p30

第3章災害応急対策 第8節水防活動 p81

### ○防災基本計画・福島県地域防災計画との整合

- ・防災基本計画の修正（令和7年7月）及び福島県地域防災計画の修正（令和7年3月及び7月）を踏まえ、必要な内容を反映しました。

#### 【防災基本計画の主な修正】

- ・地方公共団体による物資の備蓄状況の公表について追記  
[該当箇所]

地震災害対策編：第2章災害予防

第12節食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備 p38

- ・新物資システム（B-PLo）の利活用促進について追記  
[該当箇所]

地震災害対策編：第3章災害応急対策 第15節救援体制 p113

#### 【福島県地域防災計画の主な修正】

- ・避難所の環境設備・福祉的な支援の充実について追記

[該当箇所]

地震災害対策編：第3章災害応急対策 第10節避難対策 p94

- ・県総合防災情報システム（SOBO-WEB）について追記

[該当箇所]

地震災害対策編：第2章災害予防

第3節防災情報通信網の整備 p15

### ○航空災害等に対する対応の整理・追記

#### 課題①への対応

- ・福島県地域防災計画との整合性の確保、各災害への対応力強化のため、現行の地域防災計画では記載されていなかった航空災害や危険物等災害、原子力災害等に対する対応を、第4部各種災害対策編に整理しました。

### ○資料編の更新

- ・災害協定締結状況や避難所の指定状況を踏まえ、資料編の更新を行いました。

# 会津若松市地域防災計画の改訂について

## 4. 地域防災計画の概要

### 第1部 基本編

・計画の目的や位置づけ、災害対策の基本理念・基本方針、防災関係機関等の役割、会津若松市の特徴等を記載しています。

#### 【構成】

第1章 総則

第2章 防災関係機関等の役割

第3章 会津若松市の防災体制

第4章 本市の概況及び災害の危険性

#### 基本方針の概要（基本編p4）

1 災害に強いコミュニティの形成

2 災害に対する平時からの備え

3 防災の視点を加えたまちづくり

4 広域連携による災害対応力の強化

5 職員全体の対応能力の強化

6 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

7 感染症対策

#### 市民の役割（基本編p7）

1 「自らの命は自分たちで守る（自助）」という意識を持つ

2 防災に関する知識の習得に努め、訓練に参加する

3 災害の教訓を次世代に伝承する

4 災害に対する知識の向上を図り、家庭内において十分話し合いを行う

5 災害時の避難場所、避難所を確認する

6 少なくとも3日分（できれば1週間）の食料、水（3日で9L）、生活必需品の備蓄を行う

7 住居の耐震化や耐震用品の活用により安全性を確保する

8 災害時に対策に役立つ情報を災害対策本部へ提供する

9 「自分たちのまちは自分たちで守る（共助）」という意識を持つ

10 地域において相互に助け合い、平時からの防災体制の構築に努める

11 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所等での飼育についての準備に努める

12 火災や地震等の災害に備えて、保険・共済等の加入に努める

### 第2部 地震災害対策編

・会津盆地東縁断層帯による被害想定の結果や地震に対する予防計画（建築物の耐震化やブロック塀の倒壊防止対策等）、応急対策（災害情報の収集伝達や避難対策、ボランティアの受け入れ等）、復旧・復興（復旧事業計画の作成や義援金の配分、被災者の生活確保等）について記載しています。

#### 【構成】

第1章 総則

第2章 災害予防

第3章 災害応急対策

第4章 災害復旧・復興

#### 想定地震の被害想定結果（地震災害対策編p5）

想定地震名	マグニチュード	市の最大震度
福島盆地西縁断層帯を震源とする地震	M7.8	5強
会津盆地東縁断層帯を震源とする地震	M7.7	7
想定東北地方太平洋沖地震	M9.0	6強
市町村庁舎直下で発生する地震	M7.3	7

#### 地震対策の目標（地震災害対策編p10）

項目	内容
最大規模の災害を想定した対策の実施	災害に強い都市基盤づくりを推進する
情報収集・伝達手段の多重化・多様化	災害情報を市民に伝達するため、伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、通信輻輳時の双方向通信手段の確立など、情報収集・伝達機能を強化する
避難対策の充実・強化	避難所の開設・運営を迅速かつ円滑に行うため、避難所機能の充実強化を図る
要配慮者の避難支援対策の強化	要配慮者の避難誘導を迅速かつ的確に実施するため、共助を含めた取組みを強化する
広域的かつ多様な団体との協力体制の強化	大規模かつ広域的被害を想定し、都道府県や地域を越えた応援体制を構築する。災害対応の迅速化と充実を図る観点から、民間事業者の専門性を取り入れるなど、多様な団体との災害応援体制を構築する
地域防災力の向上	地域の防災対応力向上のため、行政と地域の適切な連携のもと、自助・共助を基本とした災害に対する知識の普及と防災リーダー等を育成することにより、地域の防災対応力の強化を図る

# 会津若松市地域防災計画の改訂について

## 第3部 風水害対策編（水防計画）

・水防計画と統合し、風水害に関する対策の目標や、予防計画（ハザードマップの作成・公表や土砂災害に対する対策等）、応急対策（水防活動の基準や活動内容、避難情報の発令基準とその留意事項）、復旧・復興（復旧事業計画の作成や義援金の配分、被災者の生活確保等）について記載しています。

### 【構成】

第1章 総則

第2章 災害予防

第3章 災害応急対策

第4章 災害復旧・復興

## 風水害対策の目標（風水害対策編p10）

項目	内容
避難判断基準の明確化	防災気象情報や内閣府「避難情報に関するガイドライン」の見直し等を踏まえ、洪水、土砂災害発生時における避難指示等の発令基準を明確に定める
情報収集・伝達手段の多重化	災害情報を市民に伝達するため、伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、通信輻輳時の双方向通信手段の確立など、情報収集・伝達機能を強化する
避難対策の充実・強化	洪水・土砂災害等の避難体制を強化するため、避難所の見直しや避難所施設の通信・備蓄等の充実を図る
要配慮者の避難支援対策の強化	要配慮者の避難誘導を迅速かつ的確に実施するため、共助を含めた取組みを強化する
多様な団体との協力体制の強化	ボランティアセンターの運営、ライフライン復旧や輸送手段の確保など、民間事業者の専門性を取り入れた災害応援体制を構築する
地域防災力の向上	地域の防災対応力向上のため、行政と地域の適切な連携のもと、自助・共助を基本とした災害に対する知識の普及と防災リーダー等を育成することにより、地域の防災対応力の強化を図る

## 避難指示等の発令基準（風水害対策編p98）

- ①災害により河川上流の地域が被害を受け、下流地域に危険があるとき
- ②地すべり、山くずれ、がけ崩れ等による発災が予想されるとき
- ③河川が氾濫注意水位を越え、洪水が発生するおそれがあるとき
- ④その他、住民の生命又は身体を災害から保護するのに必要と認められるとき

区分	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル3 高齢者等避難	災害のおそれあり	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者等（※1）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する</li><li>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである</li><li>・例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい</li></ul>
警戒レベル4 避難指示	災害のおそれ高い	<ul style="list-style-type: none"><li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保（※2））する</li></ul>
警戒レベル5 緊急安全確保	災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）	<ul style="list-style-type: none"><li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する</li></ul> <p>※ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができると限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない</p>

※1 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

## 第4部 各種災害対策編

- ・雪害や林野火災、大規模火災、鉄道災害等の様々な災害に対する予防対策や応急対策を記載しています。
- ・特に雪害対策（p3～）については、令和7年2月に観測史上最大積雪深を記録したことを踏まえ、予防対策や応急対策について見直しを行いました。

## 資料編・様式編

- ・資料編には、他自治体等との協定締結状況や避難所の情報を整理しています。
- ・様式編には、災害時に使用する様式を整理しています。